

水巻町ふるさと納税返礼品協力事業者等募集要項

1.目的

水巻町では、本町にふるさと納税をしていただいた方々に、返礼品として商品やサービスを提供する予定です。

このため、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等、効率的な運営に万全を期す必要があり、返礼品における取扱業務全般を、下記取りまとめ業者へ委託することを前提に、返礼品として商品やサービスを取扱いする事業者（以下「協力事業者」という。）を募集するものです。

2.取りまとめ委託会社

株式会社さとふる 代表取締役 藤井宏明

本社住所 東京都中央区京橋二丁目2番1号 電話 03-6895-1883

3.募集の要件

次の要件に全て適合していることが要件となります。

- (ア) 各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売・体験等を行っていること。
- (イ) 原則、本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかが町内にある企業・団体または個人事業者であること。
- (ウ) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- (エ) 申込み時に町税の滞納がないこと。
- (オ) 連携して事業を行う場合は、各自上記の要件を満たすこと。

※ただし、上記の要件に適合しても、町が協力事業者として適当でないと認めた場合や返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないものとします。

4.募集する返礼品について

(1) 次の条件を全て満たしている商品等を募集します。

(ア) 水巻町の魅力を伝えることができる商品等もしくは連携中枢都市圏北九州都市圏域(※1)

の魅力を伝えることができる商品等であること。

(イ) 水巻町で生産、製造、加工、販売、体験等がなされているもの、町内の原材料を使用しているもののいずれかに該当していること。

(ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。

(エ) 飲食物については、到着後5日間程度の賞味期限が保証されるものであること。

(オ) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法規を遵守し、違反していない商品等であること。

(2) 返礼品の応募について

(ア) 1 協力事業者あたりの応募数は原則 10 品を上限とします。 協力事業者等で連携して応募する場合、個々の協力事業者で応募した返礼品は除くものとします。

(イ) 同一とみなされる返礼品については、先に掲載されたものを優先とします。

5.協力事業者のメリット

(1) 委託会社（株式会社さとふる）が運営を行うさとふるの専門インターネットサイト「さとふる」に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。

(2) 水巻町のホームページからも「さとふる」にリンクを貼ります。

6.募集

(1) 募集は、随時行っています。また、登録後の商品の入れ替え等も随時可能です。

(2) 返礼品の送料は町が負担します。

7.返礼品贈呈の仕組みについて

寄附いただいた個人のうち希望者に対して、下記の表に応じて返礼品を贈呈します。

寄付金額	返礼品贈呈の基準
5 千円以上 1 万円未満	1,500 円までの返礼品を贈呈
1 万円以上 1 万 5 千円未満	3,000 円までの返礼品を贈呈
1 万 5 千円以上 2 万円未満	4,500 円までの返礼品を贈呈
2 万円以上 2 万 5 千円未満	6,000 円までの返礼品を贈呈
2 万 5 千円以上 3 万円未満	7,500 円までの返礼品を贈呈
3 万円以上 3 万 5 千円未満	9,000 円までの返礼品を贈呈
3 万 5 千円以上 4 万円未満	10,500 円までの返礼品を贈呈
4 万円以上 4 万 5 千円未満	12,000 円までの返礼品を贈呈
4 万 5 千円以上 5 万円未満	13,500 円までの返礼品を贈呈
5 万円以上 10 万円未満	15,000 円までの返礼品を贈呈
10 万円以上	30,000 円までの返礼品を贈呈

8.応募方法

「9.お問い合わせ先」の委託会社（株式会社さとふる）へ以下内容を記載のうえ電子メールにて連絡してください。後ほど、委託会社（株式会社さとふる）よりご連絡させていただきます。

◇メール送信先アドレス mizumaki-fukuoka-403822@satofull.co.jp

◇メー ル 題 名 水巻町ふるさと納税参加希望「※事業者名を記載」

◇メール本文記載内容 事業者名、住所、ご担当者名、電話番号、メールアドレス

9.その他留意事項

- (1) 具体的な返礼品の内容につきましては、適正な管理等に万全を期すため、委託会社（株式会社さとふる）が取りまとめ及び審査し、水巻町と協議のうえ決定します。

- (2) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に委託会社（株式会社さとふる）までご連絡ください。
- (3) 水巻町が返礼品が本基準に定める事項に適合しなくなったと認める場合は、その返礼品の調達を取り消します。この場合、水巻町および委託会社（株式会社さとふる）は、協力事業者に損害があった場合でもその責を負いません。

10. 問い合わせ

◇水巻町役場

企画財政課企画広報係

電話 093-201-4321（※平日 8：30～17：15）

Email kikaku@town.mizumaki.lg.jp

◇株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号

電話 03-6895-1883（※平日 10：00～17：00）

Email mizumaki-fukuoka-032026@satofull.co.jp

変更

（※1）連携中枢都市圏北九州都市圏域

下記の市町で構成される都市圏域です。

北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、荏田町、みやこ町、上毛町、築上町